

2022年度 専門委員会 デザイン戦略委員会



2023年3月9日

デザイン戦略委員会 委員長
手島 悠太
(三菱電機(中国)有限公司)



活動の背景

- 近年の「デザイン経営」推進により、企業からのイノベーションの創出やブランドの構築に向けて、デザインが持つ力に期待が寄せられている
- 日本では技術革新等に対応する形で、令和元年の意匠法大改正により保護領域が拡充
- 中国においても、2021年6月の専利法改正(部分意匠制度の導入等)や、2022年5月発効のハーグ協定加盟等により戦略的な意匠出願が可能
- グローバル競争環境・知財環境が変化する中、各企業が新たな意匠制度の運用を着実に進めていくために、21年度「デザイン戦略検討TF」の活動を継続するかたちで、より深掘した活動を開始

委員会メンバー(計24社、35名)

正会員企業13社

威可楷(中国)投資
有限公司

卡西欧(中国)貿易
有限公司

本田技研科技(中国)
有限公司

花王(中国)研究开发
中心有限公司

日産(中国)投資
有限公司

奥林巴斯(北京)销售
服务有限公司

三菱電機(中国)
有限公司

東芝(中国)有限公司

佳能(中国)有限公司

本田技研工業(中国)
投資有限公司

矢崎(中国)有限公司

富士胶片商业创新
(中国)有限公司

長谷川工業株式会社

準会員企業11社

北京路浩国际特許
事務所

上海博邦知識產權
服務有限公司

NGB株式会社

上海金天知的財産
代理事務所

上海新諍信知識產權
服務有限公司

昱路(上海)知識產權
服務有限公司

北京林達劉知識產權
代理事務所

上海駿麒知識產權
服務有限公司

北京市金杜律師
事務所上海分所

上海拥智商务咨询
有限公司

北京銀龍知識產權
代理有限公司

活動テーマ

- **改正専利法**：新たな意匠制度に対応した戦略検討
 - ・改正審査指南, 実施細則に関する議論
 - ・部分意匠出願状況の確認
 - ・実務における留意事項、戦略的出願方法の研究
(ハーグ協定加盟の影響も考慮)

- **知財ミックス**：デザイン保護に向けた取り組み検討
 - ・各社課題の抽出、アプローチ、活用方法の検討
 - ・著作権、立体商標、不正競争防止法等の事例、活用検討

A) 改正専利法

- ー1) パブコメ意見提出稿の共有
- ー2) 具体的な出願事例の作成

B) 知財ミックス (著作権法の活用検討)

- ー1) 著作権制度の調査
- ー2) 応用美術関連の判例調査
- ー3) 著作権専門家との意見交換

活動の進め方

活動内容

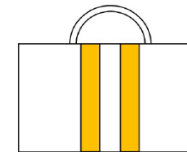
■改正審査指南,実施細則発効後の検討内容、検討体制の整備
 ー1) 昨年度「デザイン戦略検討TF」から提出したパブコメ意見
 提出稿の共有

ー2) 具体的な出願事例に基づく願書記載方法、出願方法を検討
 ⇒各社要望を踏まえ、日本で第一国出願する際の

【全体意匠, 関連意匠, 部分意匠】を含む計12意匠の図面作成

A) 改正専利法 新たな意匠制度に対応した戦略検討

●全体意匠



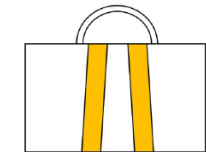
基礎意匠A



関連意匠A'

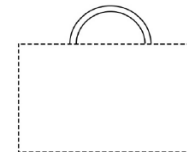


関連意匠A''

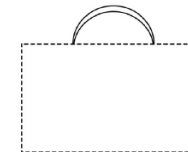


関連意匠A'''

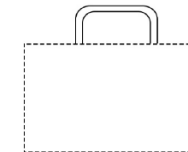
●部分意匠①



基礎意匠B



関連意匠B'

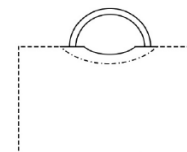


関連意匠B''

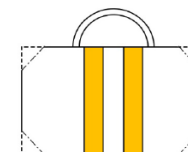


関連意匠B'''

●部分意匠②



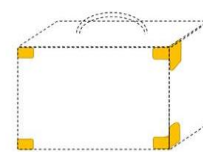
●部分意匠③



●部分意匠④



●部分意匠⑤



活動内容

改正審査指南,実施細則が未発効のため、具体的な願書の記載方法、出願方法等についての検討ができず…

■次年度での継続検討事項

- ・改正審査指, 実施細則の内容確認
 昨年のパブコメ意見提出稿との比較等を実施
- ・作成図面を用いた願書の記載方法、戦略的な出願方法の検討
 Ex. 日本で後日の関連意匠を活用した際の留意点、
 想定される権利範囲の解釈（日本との相違点）等
- ・改正後の登録意匠公報を確認し、出願時の留意点等を検討

A) 改正専利法

新たな意匠制度に対応した戦略検討

各社要望に基づき、意匠権満了後の活用も見据えた「著作権法」による中国での工業デザインの保護や活用可能性を検討

■著作権法に関連した中国・日本の法制度、判例等の情報収集を中国チーム・日本チームに分け、チーム毎の活動を実施

B) 知財ミックス

デザイン保護に向けた取り組み検討

一) 著作権制度の調査

日本の著作権制度と比較した上で活用方法を検討するため、中日の制度対比表を作成（活動の成果物として公表）

3

活動内容

B) 知財ミックス
デザイン保護に向けた取り組み検討

ー2) 応用美術関連の判例調査

中国の判例15件、日本の判例10件を抽出して分析を実施
著作物性が認められたか否かで分類

	肯定的判決	否定的判決
中国	8件	7件
日本	5件	5件

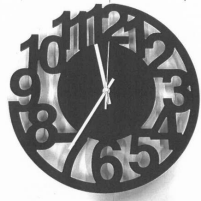
ー3) 著作権専門弁理士・日本弁理士会との意見交換会を実施
著作権制度や判例解釈の明確化・充実化

※各国判例の概要については、一部を参考資料として掲載

活動内容

B) 知財ミックス デザイン保護に向けた取り組み検討

各国判例の一部を紹介

	肯定的判決	否定的判決
中国	 	  図4瑪莫特兒童椅子
日本	  	  別紙付録製品目録

活動内容

B) 知財ミックス デザイン保護に向けた取り組み検討

■ 「著作権法」による中国での工業デザインの保護や活用可能性

・著作権法による保護要件

判例等に基づき、中国で工業デザインが保護されるためには、芸術性、独創性、複製可能性といった著作物性の要件を備えた上で、（工業デザインは実用機能部分を有するのが一般的であるため）

1. 実用機能部分と芸術的美感を有する部分が分離可能であって
2. 芸術性については比較的高い水準であることが少なくとも必要と思われる

・権利活用時の留意点

1. 権利帰属についての争いを回避するため、早期の著作権登録が重要
2. 創作日を証明するため、タイムスタンプの活用も必要に応じて検討
3. 意匠権のように類似範囲まで広く権利が及ばない可能性有

次年度検討事項案

- 改正専利法（審査指南・実施細則）に基づく
戦略的な意匠出願に向けた提言

- 各社要望に基づくデザインの多面的な保護、
多面的活用方法の提言

Ex.

- ・GUI、光等に関する知財保護、活用方法
- ・模倣品対策における知財活用
- ・外部機関との意見交換による情報収集

23年度も「デザイン戦略委員会」は継続
デザインに対する知財制度の活用方法を深堀

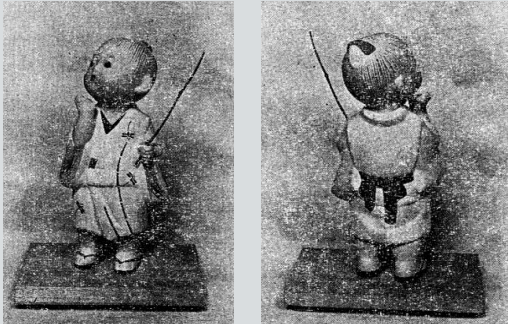
参考－1) 応用美術関連の判例紹介<中国4判例>

事件番号	事件名及び製品写真	著作物性が認められたか？	認定理由
(2006) 粵高法民三終字第45号	愛祿睦国際股份有限公司と惠州新力達電子工具有限公司及び深セン市新亜工具連鎖店有限公司との間の著作権、知名商品の特有パッケージ侵害紛争事件 	No	本件に係る製品は一般の造形部品であり、実用性に偏重し、審美意義に乏しく、何を表したいか、単独で陳列するとき、何の観賞価値を有するかも理解できない。よって、当該テープ切断機は実用性にかたより、相当な審美意義及び鑑賞価値に達しないことが分かるので、応用美術著作物に該当することが認定できず、中国著作権法及びベルヌ条約による保護を受けることができない。
(2008) 沪二中民五(知)初字第187号	Inter Ikea Systems B.V. と台州市中天塑業有限公司との間の著作権財産権侵害紛争事件  図4瑪莫特兒童椅子	No	瑪莫特兒童椅子のデザインの要点は造形・線條にあり、シンプルで、流暢な線條が素朴で子供の趣味を表しているが、他の普通の子供用品のデザイン理念と完全に識別できない。独創性から見れば、細部だけが他のものと識別でき、全体的な外形は普通のものとは大きな差異がない。要するに、瑪莫特兒童椅子及び兒童スツールはデザインが比較的簡単なものであり、美術著作物としての芸術性を有しない。

参考－1) 応用美術関連の判例紹介<中国4判例>

事件番号	事件名及び製品写真	著作物性が認められたか？	認定理由
(2009) 二中民初字第05491号	欧可宝贝有限公司と慈溪市佳宝儿童用品有限公司などとの間の著作権侵害紛争事件    図1 Spidy便器 図2 Ducka鴨ちゃん便座カバー 図3 Buddy熊ちゃんお風呂用椅子	Yes	動物のイメージを児童用の便器、便座カバー、お風呂用椅子と合わせた独特の造形は審美的な意義と芸術性、独創性及び複製可能性を有し、中国著作権法で規定された著作物の構成要件に合致し、中国著作権法による保護を受けるべきである。
(2018) 最高法民申6061号	左尚明舎家居用品（上海）有限公司と北京中融恒盛木業有限公司、南京夢陽家具販売センターとの間の著作権の所有・侵害事件 	Yes	「唐韻クローク家具」の全体的な形状及び材料の色・模様、金属アクセサリーの組合せ、中国風の対称などのデザインの組合せは、中国風、西洋風の複数の要素を融合させ、全体的に美感に富み、ある程度の審美意義を有し、著作物の独創性の要件に満たし、工業化の大量生産にも用いられ、複製可能性と実用性の特徴を有する。 独創性、芸術性、実用性、複製性を持ち、かつ芸術性と実用性を分離できる実用芸術品については、実用芸術作品として認定することができ、美術作品として著作権法により保護されている。著作権法で保護されている実用芸術作品は芸術性を持たなければならず、著作権法で保護されているのは実用芸術作品の芸術性であって実用性ではない。

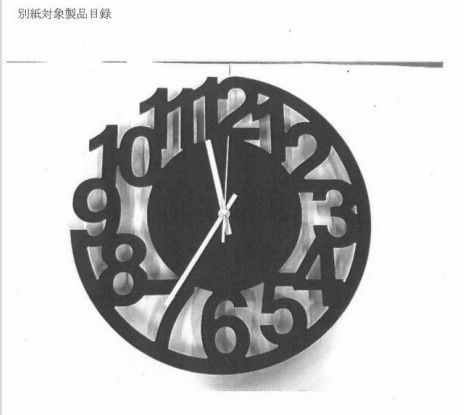
参考－2) 応用美術関連の判例紹介<日本4判例>

事件番号	事件名及び製品写真	著作物性が認められたか？	認定理由
長崎地裁 昭和47(コ)53	赤とんぼ事件 	Yes	美術的作品が、量産されて産業上利用されることを目的として製作され、現に量産されたということのみを理由としてその著作物性を否定すべきいわけではない。さらに、本件人形が一方で意匠法の保護の対象として意匠登録が可能であるからといつても、もともと意匠と美術的著作物の限界は微妙な問題であつて、両者の重量的存在を認め得ると解すべきであるから、意匠登録の可能性をもつて著作権法の保護の対象から除外すべき理由とすることもできない。
知財高裁 平成26年(ネ)第10063号	TRIP TRAPP事件 	Yes	著作権法が、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的と」していることに鑑みると、表現物につき、実用に供されること又は産業上の利用を目的とすることをもって、直ちに著作物性を一律に否定することは、相当ではない。著作権法2条2項は、「美術の著作物」の例示規定にすぎず、例示に係る「美術工芸品」に該当しない応用美術であっても、所定の著作物性の要件を充たすものについては、「美術の著作物」として、保護されるものと解すべきである。 ある表現物が「著作物」として著作権法上の保護を受けるためには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」であることを要し、「創作的に表現したもの」といえるためには、当該表現が、厳密な意味で独創性を有することまでは要しないものの、作成者の何らかの個性が発揮されたものでなければならない。応用美術は、実用品自体であるもの、実用品と結合されたもの、実用品の模様として利用されることを目的とするものなど様々であり、表現態様も多様であるから、 <u>応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである</u> 。控訴人製品の形態的特徴は、…作成者である控訴人代表者の個性が発揮されており、「創作的」な表現というべきである。したがって、控訴人製品は、著作物性が認められ、「美術の著作物」に該当する。控訴人は、控訴人製品の著作権を有し、同著作権の独占的利用権を有する。

参考－2) 応用美術関連の判例紹介<日本4判例>

事件番号	事件名及び製品写真	著作物性が認められたか？	認定理由
知財高裁 平成26年(ネ)第10063号	TRIP TRAPP事件 	Yes	被控訴人（被告）は、①応用美術の著作物性の基準は美的創造性にあること、②著作権法と意匠法の重複適用は相当でないこと、③著作権が認められると応用美術の利用・流通に支障が生じることや、著作権が濫用されることが懸念されることを主張。これに対する裁判所の判断にも注目すべきと思われるので、以下に要約する。 ①応用美術には様々なものがあり、表現態様も多様であるから、明文の規定なく、応用美術に一律に適用すべきものとして、「美的」という観点からの高い創造性の判断基準を設定することは、相当とはいえない。 ②著作権法と意匠法とは、趣旨、目的を異にするものであり（著作権法1条、意匠法1条）、いずれか一方のみが排他的又は優先的に適用され、他方の適用を不可能又は劣後とするという関係は、明文上認められず、そのように解し得る合理的根拠も見出し難い。…これらの点に鑑みると、一定範囲の物品に限定して両法の重複適用を認めることによって、意匠法の存在意義や意匠登録のインセンティブが一律に失われるといった弊害が生じること、考え難い。以上によれば、応用美術につき、意匠法によって保護され得ることを根拠として、著作物としての認定を格別厳格にすべき合理的理由は、見出し難いというべきである。かえって、応用美術につき、著作物としての認定を格別厳格にすれば、他の表現物であれば個性の発揮という観点から著作物性を肯定し得るものにつき、著作権法によって保護されないという事態を招くおそれもあり得るものと考えられる。 ③応用美術につき、他の表現物と同様に、表現に作成者の何らかの個性が発揮されていれば、創造性があるものとして著作物性を認めても、一般社会における利用、流通に関し、実用目的又は産業上の利用目的の実現を妨げるほどの制約が生じる事態を招くことまでは、考え難い。また、著作物性が認められても、その著作権保護の範囲は、比較的狭いものとどまるのが通常であって、乱立などの弊害が生じる現実的なおそれは、認め難いというべきである。

参考－2）応用美術関連の判例紹介＜日本4判例＞

事件番号	事件名及び製品写真	著作物性が認められたか？	認定理由
東京地方裁判所判決／平成30年（ワ）第30795号	照明用シェード事件 	Yes	原告作品は、照明用シェードであり、実用目的に供される美的創作物（いわゆる応用美術）であるところ、被告らはその著作物性を争うが、同作品は後記2(2)記載のとおり、内部に光源を設置し．．．（特徴）。このように、原告作品は、 美術工芸品に匹敵する高い創作性を有し、その全体が美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている ものであって、美術の著作物に該当するものというべきである。
大阪地方裁判所判決／令和2年（ワ）第9992号	壁掛けデザイン時計無断製品化事件 	No	本件原画は、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握することができないものであるから、これを純粋美術の著作物と客観的に同一なものと見ることはできず、美術の著作物として保護されないと解される。本件原画のデザイン性は、実用面および機能面に基づくものである。このため、本件原画はそれ自体完結した美術作品として美術鑑賞の対象となりえないことから、著作物ではない。